



金融商品仲介業者の明示事項等

- ・株式会社 バリューマネジメント（金融商品仲介業者） 関東財務局長（金仲）第 260 号
当社は所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。
- ・当社は金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。
- ・所属金融商品取引業者が二者以上ある場合、どの金融商品取引業者がお客様の取引の相手方となるかお知らせします。
- ・所属金融商品取引業者が二者以上ある場合で、お客様が行なおうとする取引について、所属金融商品取引業者間で支払う手数料が相違する場合は、その説明を行ないます。

【所属金融商品取引業者】

株式会社 S B I 証券

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 44 号、商品先物取引業者
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

株式会社証券ジャパン

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 170 号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社スマートプラス

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 3031 号
加入協会：日本証券業協会・一般社団法人日本投資顧問業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会

各所属金融商品取引業者で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります（信用取引、先物・オプション取引では差し入れた保証金・証拠金（元本）を上回る損失が生じるおそれがあります）。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、各所属金融商品取引業者等の WEB サイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。